

(1) 経理的基礎に係ること

債務超過の状態にないこと、及び検証業務を的確かつ円滑に実施するために必要な資力を有していることを以下のとおり示す。(添付資料として直近2期分の財務諸表を提出すること。)

平成29年3月末における当機構の正味財産期末残高は20,763,170,079円であることから、債務超過状態ではなく、必要な資力を有している。

(2) 技術的能力に係ること

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度について十分な理解を有するとともに、検証業務を行うために十分な知識や経験を有するものを必要な数有していることを以下に示す。

①検証業務を担当する主要な職員

氏名	■■■■■	役職	副参事
担当業務	検証責任者		
知識・経験等			
<ul style="list-style-type: none">・ ISO14001 の審査実績多数・ ASSET 事業基準年及び目標年度排出量検証の実績多数・ 東京都総量削減義務と排出量取引制度及び埼玉県目標設定型排出量取引制度における検証主任者 (区分 1~4 検証主任者としての実績多数)・ J-クレジットの妥当性確認及び検証実績多数 (削減及び吸収プロジェクト)・ カーボン・オフセット認証制度の審査実績多数・ 平成 27 年度、28 年度、29 年度省エネ型自然冷媒機器普及促進事業に従事・ 平成 27 年度、28 年度、29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (CO2 削減ポテンシャル診断推進事業)に従事			

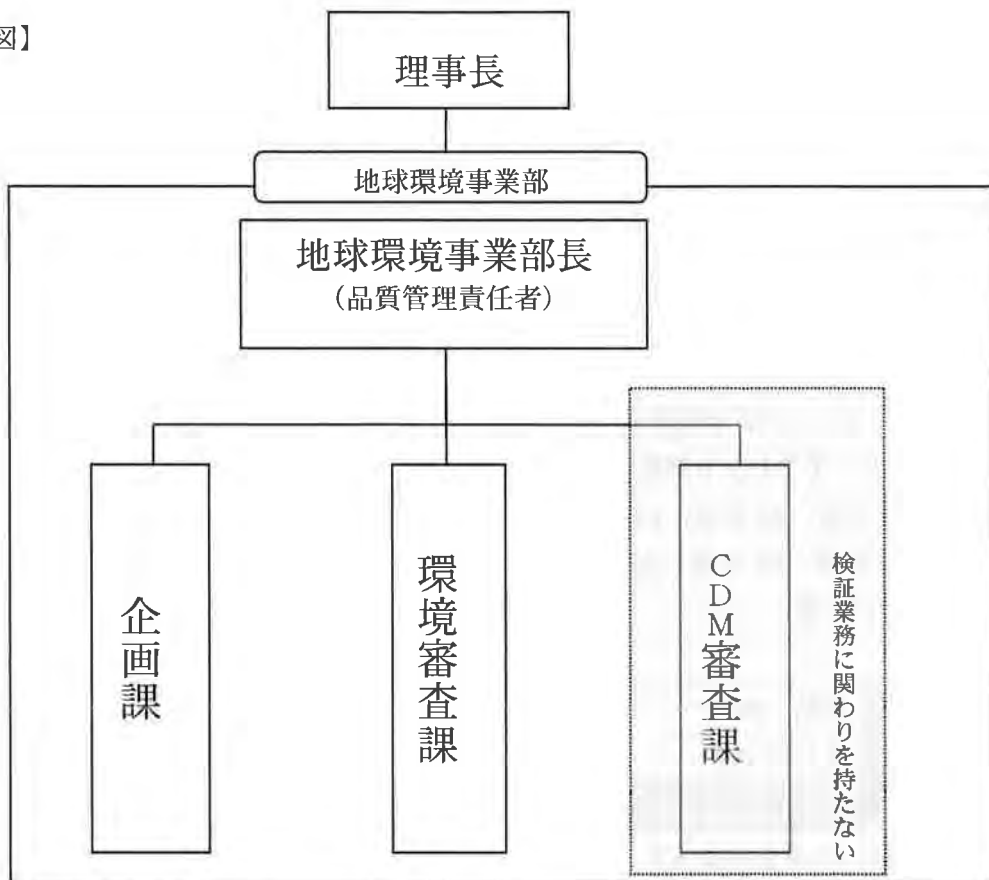
氏名	■■■■■	役職	主幹
担当業務	検証担当者		
知識・経験等			
<ul style="list-style-type: none">・ ISO14001 の審査実績多数・ ASSET 事業基準年及び目標年度排出量検証の実績多数・ 東京都総量削減義務と排出量取引制度及び埼玉県目標設定型排出量取引制度における検証主任者 (区分 1、3 検証主任者としての実績多数)			

氏名	■■■■■	役職	主幹
担当業務	検証担当者		
知識・経験等			
<ul style="list-style-type: none">・ ASSET 事業基準年及び目標年度排出量検証の実績多数・ 東京都総量削減義務と排出量取引制度及び埼玉県目標設定型排出量取引制度における検証主任者 (区分 1~4 検証主任者としての実績多数)・ J-クレジットの妥当性確認及び検証実績多数 (削減及び吸収プロジェクト)・ カーボン・オフセット認証制度の審査実績多数			

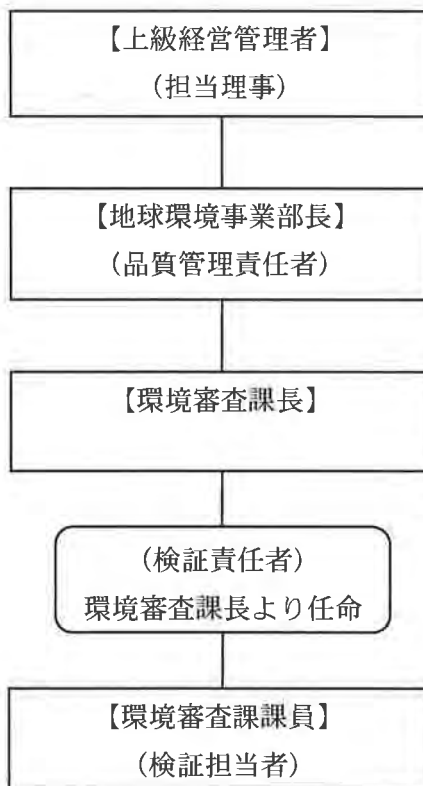
②検証業務の指揮命令系統

地球環境事業部の組織図及び指揮命令系統は以下の通りである。

【組織図】



【指揮命令系統】



※報告書は上級経営管理者名で発行する

(3) 検証業務の実施に係る組織及び検証業務の手順が次に掲げる事項に適合するよう整備されていること

①特定の者が不当に差別的に取り扱われないような体制が整備されていることを以下に示す。

当機構では、定款において「公正な第三者機関として、製品、システム及び環境等に関する品質保証（国内外の規格基準等に明示されている要求事項に基づき試験、審査及び認証等を行い、その品質が確かであることを評価、確認すること）等を行うことにより、社会経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的としている。

また、検証業務が公平性、透明性、客観性をもって行われているかを監視する機関として独立した第三者による「(仮称)グリーンエネルギー認証等諮問委員会」を設ける。

なお、検証業務の実施においては、特定の者が不当に差別的に取り扱われないこととする。

②検証業務において知り得た秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取り扱いの方法を定めていることを以下に示す。

当機構では、「職員就業規則」の順守事項に機密情報を漏洩してはならないと規定しており、入構時と退職時において守秘義務に関する誓約書を理事長宛てに提出している。

また、個人情報については「個人情報保護規程」により、検証業務において知り得た個人情報については漏洩してはならないと規定している。

制度管理者

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用に伴う誓約書

平成30年2月28日

一般財団法人日本品質保証機構

理事長

小林 憲明



グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用約款の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約いたします。

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用約款

(本約款の目的)

第1条 本約款は、第2条第3項に定める基本文書に基づき、同条第1項に定める制度利用者と同条第2項に定める制度管理者との関係を規定するものである。

(定義)

第2条 本約款において、制度利用者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- 一 グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証申請者
- 二 検証機関
- 三 前二号に掲げる者のほかグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度管理システムにおける保有口座開設者

2 本約款において、制度管理者とは経済産業省及び環境省をいう。

3 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める規則、規程、規約及びその他の文書を意味する。

- 一 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則
- 二 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会により制定される文書

4 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

(制度利用における事項に関する合意)

第3条 制度利用者は、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認の上、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改廃等があった場合には、当該変更、改廃が施行される日以降（ただし、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に）、その内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、制度利用者は、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を利用するにあたり、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度における評価の対象となったグリーンエネルギーCO₂削減相当量が、他の類似制度において二重に評価される事態（以下「ダブルカウント」という。）を回避するために、以下の事項に合意する。

- 一 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を認証又は償却する際は、ダブルカウントを避けるための所要の措置を講ずること。
- 二 ダブルカウントが生じていることを制度管理者が把握した場合は、制度利用者に対してダブルカウントを是正する以下の措置を40営業日以内に講ずることを求めることができる。

ダブルカウントが発覚した場合には、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度又は他の類似制度に基づき発行される温室効果ガス排出削減量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により取消（無効化）する。かかる方法が困難である場合は、償却（無効化）されていないグリーンエネルギーCO₂削減相当量を調達したうえで、これを償却する。
- 三 前号にもかかわらず、40営業日以内に是正措置が履行されなかった場合、制度管理者は当該制度利用者の氏名等を公表するとともに、グリーンエネルギーCO₂削減相当量を調達の上、償却を行うことができる。当該制度利用者はこれに要した一切の費用を制度管理者に補償しなければならない。

（個人情報）

- 第4条 制度管理者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。
- 2 制度利用者は、制度管理者が、当事業に必要な範囲で、制度利用者の個人情報に関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

（基本文書に違反した場合の措置等）

- 第5条 制度管理者は、制度利用者が本約款及び基本文書に違反した場合又は本約款及び基本文書を遵守するのが困難であると認める場合は、当該制度利用者が関与するグリーンエネルギーCO₂削減計画の認定を抹消することができる。また、制度管理者は、当該制度利用者が事象発生以降に新たにグリーンエネルギーCO₂削減相当量の保有・移転・償却を行うことを拒否することができる。

（免責事項）

- 第6条 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度上の申請、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の移転等、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の利用に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の利用によりいかなる損失が生じても、制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂

削減相当量認証委員会は責任を負わず、制度利用者は、制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第7条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款等を制定又は改訂したときは、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度のホームページ上にすみやかに記載する。

2 本約款等に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第8条 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度は、制度管理者の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、資源エネルギー庁のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会は一切責任を負わない。

(本制度からの離脱)

第9条 制度利用者は、制度管理者との協議の上合意した場合には本制度から離脱することができる。

2 制度利用者は、前項に基づく本制度からの離脱以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、平成30年4月1日から施行する。